

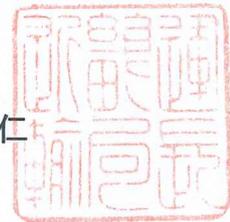
公 示

深夜早朝割増の廃止等に係る審査基準について

深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げに係る審査については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の審査基準について」（平成14年1月18日付け近運旅二第11号。以下「審査基準公示」という。）に加えて下記によることとしたので公示する。

平成26年4月16日

近畿運輸局長 大久保 仁



記

タクシー運賃においては、労働基準法が深夜早朝時間帯の労働について原則として使用者が割増賃金を支払うことを義務づけていることに対応して深夜早朝割増の制度を設けている。

平成25年秋の臨時国会における「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）」の可決・成立に際しては、賃金水準を含めたタクシー運転者の労働条件の改善が重要な目的の一つとされ、衆参両院の附帯決議では、一般乗用旅客自動車運送事業者において賃金制度等の改善等に努めることとする旨が盛り込まれたところであるが、各事業者が当該附帯決議を踏まえて賃金制度等の改善等を進めていくに際しては、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げにより労働条件の悪化が生じることを防止することがその前提となる。

このため、今後における深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げに係る審査については、審査基準公示に加えて以下によることとし、これにより厳格な審査を行うこととする。

1. 深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われたとしても、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少しないことを証明する書類の提出を求め、当該書類によりこれが証明される場合に限り認可を行うこととする。
2. 認可に当たっては、以下を認可に係る条件として付すこととする。
 - ① 賃金台帳等による運転者の時間当たり賃金の前年度分の支払い実績の報告

を毎年度4月末までに行うこと。

- ② 当該報告により、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われた結果、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少したことが明らかとなった場合には、認可を取り消すこと。

附 則

1. 本公示は、平成26年4月16日から施行する。